



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	”Landständische Verfassung”考（上）：身分制の歴史理論的把握のために
Author(s)	成瀬， 治
Citation	北海道大學文學部紀要， 13(1)， 27-72
Issue Date	1964-12-10
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/33291
Type	departmental bulletin paper
File Information	13(1)_P27-72.pdf



„Landständische Verfassung“ 考（上）

——身分制の歴史理論的把握のために——

成

瀬

治

„Landständische Verfassung“ 考 (上)

——身分制の歴史理論的把握のために——

成 瀬 治

序 論

- 一、„Ständischer Dualismus“をめぐる諸問題
 - 二、身分的自由の本質(以上本号)
 - 三、Landesverfassungとその変容
 - 四、「絶対主義」の国制的性格
- 結 論

序 論

わが国の西洋史学界においては、とりわけ中世国制史の研究者の間では、従来、中世より近世にかけての国制史的発展を、封建制国家(ないし中世国家)↓身分制(等族制)国家↓絶対主義国家という三段階にわけてとらえようとする傾向が、支配的である。⁽¹⁾これは、それなりの根拠をもつことであろうが、しかしその場合、事柄が殆んどもっぱら「王権の発展」という側面からのみ考察されることは、「中世国家」がレーン制的権力秩序と同一視される傾向と結びついて、「身分制国家」および「絶対主義国家」の歴史的理解を歪めていると思われる。⁽²⁾すなわち、ここでは身分制議會の存在を制度的標識とする「身分制国家」が、ほとんど封建王制の最終段階と見做され、身分制議會の性格ないし機能は、「絶対主義」を志向する君主権が自己を強化するための財政上のオルガンという角度からのみ、とらえ

られることになる⁽³⁾。そして「絶対主義国家」は、レーン制的権力秩序が、モナルヒッシュな官僚制的統治機構によって、終局的に克服された状態という意味で、「中世国家」と尖锐に対置される結果、いちじるしく近代、的なイメージを賦与されるのである。しかしながら、このような考え方には、いくつかの重要な欠陥がある。その欠陥の意味するところは、行論の過程でしだいに明らかとなるであろうが、差当り、これらを箇条書的に列挙してみると、

第一に、レーン法的諸関係の克服によつて直ちに近代的な官僚国家が出現するかの如き論法は、いわゆる「絶対主義国家」の国制的性格を過度に単純化し、ひいてはその歴史的本質を根本的に見誤らせるおそれがある。

第二に、このような立場では、「絶対主義国家」についての国制史的ないし政治史的な段階規定と、社会経済史家が「市民革命」との連関においてアンシアン・レジームに与える規定との間の裂目が、十分合理的に克服されえない⁽⁴⁾。ただか「過渡期」といった言葉によつて、形式的に、かつ曖昧に処理されてしまうにすぎない。

第三に、これでは、ヨーロッパ近世の国家生活を特色づける地方的独自性、ないし地域的な統合、つまり、いわゆる „Regionalismus“ という現象⁽⁵⁾を説明できなくなる。

第四に、このような発展段階論は、一面的に「行政」「Verwaltung」の角度から近代国家の形成をとらえており、政治的諸権利の相互関係・相互規定のシステムとしての „Verfassung“ の問題を無視している⁽⁶⁾。このため、モナルヒの持続性・安定性を保障する法的要因としての Legitimität を十分に説明することができない。

以上の諸点は相互に内面的連関をもつものであり、これらの方法的欠陥を除去するためには、何らか別個の視角から、別個の方法に基いて、近代的主権国家の形成過程をとらえなおす必要がある。中世国家像の根本的再検討がなされつつある現在、如上の欠陥がわが国の中世史学界でも既に認識されていることはたしかであろうが、さればとて、

これを克服する新しい理論は、今迄のところ提示されていない。

かような問題関心に導かれつつ以下に論ずるところは、*„Landständische Verfassung“* をめぐるドイツ歴史学界の研究成果を手がかりとして、西洋国制史における身分制 (*Ständewesen*) の意義を再検討し、それを通じて、上述の課題にひとつの理論的な見透しを与えんとする試みである。その意味で、これはあくまで巨視的な「作業仮説」の域を出るものではなく、その有効性が幾多の個別的特殊研究によつて検証されねばならぬことは、いうまでもない。⁽⁷⁾

(1) その代表的なものとして、堀米庸三著「西洋中世世界の崩壊」(一九五八)、とくに一四五頁—一四八頁。木村尚三郎「フランス封建王政、その確立過程、帰結」(『史学雑誌』六四の一〇、一九五五)、同「古典的封建制から絶対制へ」(『歴史学研究』二四二、一九六〇)。

(2) こうした傾向は、とくに、戦後のわが国西洋史学界における中世国制史の研究が、レーン制およびレーン制的権力秩序としての封建国家(ないし封建王制)の構造をめぐる、堀米庸三世良晃志郎氏らの学問的折衝を、出発点にもつていたことと、深い関係があると考えられる。もとより、堀米氏は、「中世国家」を、レーン制のみによつて構成されるものとは見ず、これを定礎する「非レーン制的」要素としての「家産制」に注目しているが、しかし、王権による国家的統合のための支配手段としてレーン制を(官僚制に対比しつつ)考えていることに変わりはない。また木村氏は「古典的封建制」を公権力の分散状態

(シヤテルニーの並存状態)として、いわば非国家的に考えるが、氏のいう「封建王制」は、事実上、堀米氏の「中世国家」をさしているものと理解される。なお、このような中世国家観の問題性については、註(6)参照。

(3) 註(1)にあげた両氏の研究のうち、堀米氏のそれは、すくなくとも等族制(身分制)の歴史的評価に関するかぎり、木村氏よりも積極的である。堀米、前掲書、一四七頁参照。

(4) 「絶対主義」へのアプローチにおける、政治Ⅱ法制史的研究と社会Ⅱ経済史的研究の間のズレに関しては、拙稿「絶対主義とは何か」(『歴史教育』一九六〇、八号)で、私なりの整理を試みた。

(5) *„Regionalismus“* の問題を身分制との連関でとりあげた、*„エニークな研究として“* Dietrich Gerhard, *Regionalismus und ständisches Wesen als ein Grundthema europäischer Geschichte*: HZ 174, S. 307 ff. がある。

„Landständische Verfassung“ 考 (上) 成瀬

(6) これは、わが国の西洋中世史研究者の間における「封建国家」論争の背後に、ドイツのすぐれた比較国制史研究者ハインリヒ・ミッターイスのレーン制観が多少とも共通の出発点として存在し、強い影響を及ぼしつつけたことにもよると思われる。

ミッターイスは、西洋のレーン制を、中世における官僚制の代替物ともいへべき支配手段として、レーン法を、いわば中世国家の行政法、Verwaltungsrecht として理解したのである。Vgl. Heinrich Mitteis, Der Staat des hohen Mittelalters, 1953, S. 19, S. 67, S. 424. そして、ミッターイスの中世国家観がわが国の学界に深い影響を与えたこと自体が、さらにいえば、マックス・ウェーバーの支配類型理論のわが西洋中世国制史家によるうけとめかたと密接に関連していたのではなからうか。ところで、オットー・ブルンナーの指摘によれば、ミッターイスにか

一、„Ständischer Dualismus“ をめぐる諸問題

中世から近世への国制史的発展を考察するに当って、われわれは差当りドイツの諸領邦に対象を限定し、且つそこにおける「領邦身分〔議會〕制」※ (Landständische Verfassung) に関するドイツ歴史学界での研究成果を、主要な出発点にえらんだ。それというのも、序論でのべた如き本稿の意図にとって重要な、身分〔議會〕制についての一般理論は、これまで、主としてドイツの学界から提出されており、しかも問題の理論的究明を促進するような論争は、これまた主としてドイツの „Landständische Verfassung“ をめぐっておこなわれてきたからに外ならない。

さらに、一般にドイツの国制史家・法制史家の間では、従来、「中世国家」を問題にする場合、十九世紀いらいドイツで強力に発展した官僚行政との觀念連関で、ことがらをもつばら „Verwaltung“ の側からのみとらえる傾向が支配的だったのである。Vgl. Otto Brunner, „Feudalismus“ — Ein Beitrag zur Begriffsgeschichte: Akd. d. wiss. u. Literatur, Geistes- und Sozialwiss. Kl., Jahrg. 1958, Nr. 10, 1959, S. 618 ff. (7) 未熟ではあるが、拙稿「初期自由主義と『身分制国家』——ヴェルテムベルク憲法の成立をめぐって——」(「北大文学部紀要」8、一九六〇) は、ヴェルテムベルク公国における Landständische Verfassung の歴史的な意義を、「絶対主義」との連関で説明せんとしたものである。

ちて、"Landständische Verfassung" に関するドイツ歴史学界の研究動向を特徴づけているものは、とりわけ第一次世界大戦後活発になってきたところの、「身分制国家」の二元構造 (Dualismus) をめぐる論議である。⁽³⁾ この問題はすでに十九世紀後半いらい、Landtag の性格や Landstände の起源をめぐっておこなわれた論争の中に、潜在的に含まれていたと考えられるが、近時においては、より包括的な国家論の次元で扱われるようになった。⁽⁴⁾ いま、その典型的なものとして、第二次大戦後、スイスの歴史家ヴェルナー・ネフが提出したテーゼにたいする、ドイツ近世国制史の泰斗フリッツ・ハルトウングの批判⁽⁵⁾ をとりあげよう。

オットー・ヒンツェの学統をつぐネフは、ヨーロッパ近世の比較国制史ともいうべき広い立場から、「封建国家」に続いて十三世紀以降に形成された、いわゆる「身分制国家」を「近代国家の初期形態」としてとらえる。

「近代国家」の標識は、ネフにおいてもヒンツェと同様、国家的な Intensität および国家的な Bewußtsein の高度化に求められ、⁽⁶⁾ Verwaltungs- und Machistaat としての性格の強化が、かかる近代国家の発展の基本線と考えられている。⁽⁷⁾ ところで、ネフによれば、この意味での「近代国家」の初期形態 (Frühform) は、中世末期に、国家形成の古来の担い手たるモナルヒーが自己を強化するのに対応して、あるいはこれに触発されて、第二の担い手が登場したとき、すなわち、モナルヒーの Korrelat としての政治的な Stände が力をもちはじめたときに、その姿を現わす。⁽⁸⁾ ここからして近代国家の初期形態にとって基本的な問題は、「二元的構成」 Dualismus だということになる。⁽⁹⁾ しかし、そのさいかかる二元性が歴史必然的なものであったことに注目しなければならない。⁽¹⁰⁾ 君主権は、封建化 (Feudalisierung) によって分散せしめられ、それどころか「私的」なものにさえなっていた「国家的」な諸権利の一切をこの時点で、自己のものにすることができなかった。⁽¹¹⁾ また君主権は、時と共に増し加わる「公的」な課題を

„Landständische Verfassung“ 考 (上) 成瀬

単独で処理する能力をもたない。そこで、「第二の国家権力」たる Stände のための活動分野がいたるところに残っていたばかりではなく、これが自己を政治的に形成し、国家生活に参与することがさし迫った「必要」となってきたのである。⁽¹³⁾かくて「二元性」を規定しているところのものは「それによつてはじめて十分な、秩序立った国家活動が可能であつたところの」Fürst と Stände との協同作業 (Zusammenwirken) なのであり、⁽¹⁴⁾その意味で、両者の Dualismus は、単に成立しつつある「近代的国家」の政治的な表現形態と見なさるべきものではなく、これはかかる国家の „Kstitution“ を制約するものである。⁽¹⁵⁾

かかるテーゼの史料の根拠として、ネフは一二一五年のイングランドの「マグナ・カルタ」をはじめ、十三世紀から十六世紀にかけて、ヨーロッパの各国で君主と諸身分との間に結ばれた「支配契約」 Herrschaftsvertrag をあげた。⁽¹⁶⁾これらの特権状をネフが「支配契約」と名づけるゆえんは、個々の点における差異にもかかわらず、総じてこれらが、当時の国家生活における二つの Instanz たる Fürst と Stände との間に結ばれた相互的協定（しかもそれは Stände によつて Fürst に課せられたものである）として、君主の「支配」そのものを制約する、一個の „Staatsrecht“ という性格をもつていたところにある。⁽¹⁷⁾こうした性格は、とりわけ、いわゆる保障条項、すなわち君主側が一方的に契約を破つて行動した場合、Stände はもはや君主の支配に服従する義務を負わず、さらには実力によつて君主を彼に認められた権利範囲へと復帰せしめうることの規定において、端的に現われている。⁽¹⁸⁾しかし、これらの契約の主要な内容をなすところの、租税その他「君主にたいする Leistungen」一般に „Rat und Hilfe“ (consilium et auxilium) が、これに関する Stände の「同意権」 Bewilligungsrecht に依存せしめられていること、それどころか、しばしば、君主の司法、行政にたいする Stände のコントロールを明確に容認するとき諸規定によつて条件づ

けられていることは、Leistungen についての協定もまた、不可避免的に、Herrschaft を制約せざるをえないことを示すであろう。⁽¹⁹⁾

このような留保条項において、モナルヒーの強化、拡大にたいする Stände 側の「権利防衛的」な、さらには、それ自体として Stände のエゴイズムにもとづくところの、「権利強化的」な態度が表現されている事實は、ネフもこれを認めるにやぶさかでない。⁽²⁰⁾ しかしながらネフのテーゼの特色は、むしろ、事柄のいまひ、とつ、の側面を力説するところにあつた。すなわち、Stände は、単に自己の諸權利を防衛し維持しようと欲しただけではなく、さらにその「発展能力」を獲得しようと欲した。かれらは「旧き權利」の擁護者として、單純に革新を阻止せんとつとめたのではなく、君主が自己の判断のみにもとづいて「革新」に着手することを禁圧しようとした。いいかえれば、かれらは Land が、あるいは Landstände が、「新しい法の創造にさいして協力すること」を要求したのである。⁽²¹⁾ そこで Stände は、何よりもまず君主の「法に違反する恣意」（例えば家門的利害にもとづく国土分割）にたいして、また一方的に君主の側よりする「法の制定」にたいして反抗した。しかし、かれらは、かかる「defensive」な意志とならんで、かれらなりにまた積極的な「offensive」な意志を——かれら独自のエゴイスティックな身分的利害を顧慮しつつ、しかし同時に客観的な Land 全体の利害をも顧慮しつつ——発展させたのである。⁽²²⁾ 「支配契約」締結のイニシアティブが、圧倒的に Stände 側から出ている事實は、まさにかれらの志向が「konservativ-defensiv」ならびに「progressiv-offensiv」な目的」をもっていたからではないか、とネフは推論するのである。⁽²³⁾

さて、おおむね以上のごときネフのテーゼに対して、ハルトゥングは、考察の対象をドイツの諸領邦のみに限定した上で、次のような反論をこころみた。

ハルトツング自身も——ドイツにおける国制的発展の多様性を念頭においてではあるが——大局的にみて諸領邦がその形成期において明確な「二元主義」的構造を有した事実を認め、この点ではネフ説に同意する⁽²⁴⁾。しかし他方ネフのいわゆる「支配契約」の解釈に関しては、これらの文書の成立事情や性格、またその有効性を慎重に吟味した結果、深刻な疑問を投げかけている。

まずブランデンブルク辺境伯領について見ると、すでに一二八〇年および一二八一年、ランデスヘル（アスカニエル家）はラントシュテンデとの間に、「保障条項」を含む租税協定（Bedeverträge）を結んでいることが確認される。しかしながら、そのさいシュテンデの編成基盤は全体としての Land Brandenburg でもなければ旧来の歴史的 Landschaften（Altmark, Priegnitz, Havelland など）でもなく、ネフのいわゆる「dynastisch な恣意」⁽²⁵⁾にもとづいて分割されたラントであった。その上、貴族と都市との間には、いかなるつながりも認められない。そして、その後成行きは、シュテンデがランデスヘルの課税権を、「協定」にうたわれている狭い限界内におさえることに成功しなかったことを示す。そもそも、「恣意的な課税」にたいする「保障」が生み出されたか否かさえも、多くの場合には疑わしい。大局的に見ると、事態は十四世紀全体を通じて変化せず、この時代については「二元主義」などというものは殆ど問題にならない。なるほど後年のラントシュテンデ的国制の個々の要素たる貴族や都市は存在するが、これらの間には連帯意識が欠如しており、各身分はそれぞれ自己の利害のみを追求していたから、隣接領邦の身分仲間の方が、自己のラントの他の身分よりも近縁なものであった。ホーエンツォレルン家がランデスヘルとなっても、かかる状態を変えるような政策はとられない。むしろランデスヘルたちは、シュテンデを相互に噛み合わせ、まず都市の援助で貴族を、のちには貴族の援助で都市を屈服せしめることによって、かれらのラント支配を貫徹したのである。⁽²⁶⁾

ところで、ネフが、「支配契約」と目する一四七二年の Vergleich において、はじめてブランデンブルクのラン
トシュテンデ（貴族・都市）が一体となって辺境伯アルブレヒト・アヒレスと協商するのが見られる。アルブレヒト
が、先代選帝侯より遺された負債を償却せんがための新規課税への同意を要求したのに対して、シュテンデ側は、同
意の交換条件として、かつての Bedeverträge に含まれていた諸条件を更めて提示した。すなわち、今回の納入金は
もっぱら負債償却のためにのみ使用さるべく、将来は、慣習上認められている三つの例外的ケース（深刻な敗戦、シ
ュテンデの助言により遂行される Landeskrieg、ランドスヘルの娘の婚資調達）以外には、新たな租税を要求しない
こと。さらに選帝侯は、かれの後嗣らの名において、「Landschaft」の助言なしにいかなる抵当設定をも行わぬこ
と。アルブレヒトはこれらの条件を受容れ、協約が成立した⁽²⁷⁾。しかしながら、この協約をネフのように重要視するの
は誤っている。この文書が、少くも外面上、選帝侯の布告という形をとっていることや、ネフが「支配契約」のノル
マルな徴標と見なす「保障条項」が欠如していることは、さして問題でない。むしろ重大な欠陥は、この協定がい
かなる明確な決着をもたらさなかった、つまり、実施されるにいたらなかったところにある。提示された一〇〇〇
〇グルデンの負債をどれだけ引受けるか、その分担額について貴族と都市とは主張が対立し、貴族側に有利な選帝侯
の裁定は直ちに都市の抵抗を誘発したため、結局、この租税徴集は貫徹されえなかったのである⁽²⁸⁾。その上、一四八〇年
のラントタークで、一四七二年の協定が何らかの役割を演じた形跡すらない。ただはつきりしているのは、依然貴族
と都市との間に横わる溝であり、しかもこのころからますます、貴族が都市のぎせいにおいてランドスヘルの財政的
要求を認める傾向がいちじるしくなり、一四八八年以後、アルブレヒトの後嗣たちのもとで、都市の決定的な屈服と
まぎらに並行して、「Landständische Verlassung」が完成されていたのである。ヨアヒム二世（一五七一歿）のもとで

„Landständische Verfassung“ 考 (上) 成瀬

ブランデンブルク辺境伯領のシュテンデ的發展は頂点に達したが、もはやアルブレヒト・アヒレスの協約については全く語られなくなった。「おそらくシュテンデは、この種の約束からは如何なる實際的な結果も期待できないことを見抜き、むしろかかるものの代りに——彼らが同意した租税を自己の管理下におくことによつて——Dualismusを堅牢な制度に仕上げる道をえらんだのであらう。」そして、今後は新たな租税を要求しないという、かつての約束が空手形に終つたと全く同様に、ラントの興廃にかかわる一切の事柄の決定にはシュテンデの同意を要するという、政治的な約定もまた空文にとどまつたのであつた。⁽²⁹⁾

次に、ドイツの領邦に関する「支配契約」のいまひとつの例としてネフが引合いに出した、ヴェルテムベルクの「テュービンゲン協約」(一五一四)の場合はどうか。なるほどこれは「疑問の余地なき支配契約」であつて、そこでは両当事者たる *Herrschaft* と *Landschaft* との対等性が、仲介者たち(皇帝マクシミリアン一世および若干の隣接領邦君主)の介入により、外側からも強調されている。⁽³⁰⁾ しかし、これを以てドイツ領邦国家における „Landständische Verfassung“ の正常な發展の典型的帰結とみなすならば、それは誤りというべきであらう。第一に、ヴェルテムベルクにおけるラントシュテンデの登場は極めて遅く、十五世紀中葉まで、シュテンデは何の役割も演じていない。⁽³¹⁾ しかも、この領邦における „Landständische Verfassung“ の形成を主として促進したのは *Landschaft* ではなく、ランドスヘルたる Graf Eberhart I, im Bart (一四五九—九六。一四九五 *Herzog* に昇格) の政策であつた。すなわち、彼はその後嗣たるべき放縱な甥(のちの Eberhard II)との間に、その登位後におけるシュテンデ代表(顧問會議のメンバー)との「共同統治」を約束するような *Hausverträge* を結び、これをラントシュテンデに提示して、これらの承認をえたのである。一四九八年、ラントシュテンデによるエーベルハルト二世の廃位という劃期的事件は、

公がこの契約を無視して恣意的な統治を行つたことの結果であつた。⁽³²⁾

ところで、ラントシュテンデが、次代のウルリヒ公との間に「テュービンゲン協約」を締結することができたのは、一方において、かの「貧しきコンラート」の一揆による政治的危機を利用したからでもあるが、むしろ、本質的には、一四九八年のラントタークいらい貴族身分が帝国直属性の獲得によつてラントシュテンデから離脱し、その結果、上層市民 (Ehbarkeit) を実体とする „Landschaft” の「社会的統一性」が、その政治行動に堅牢なまとまりをあたえたからである。⁽³³⁾ かくてこの協定は、ラントシュテンデによるヘルツォークの負債の一部引受けを約束している点ブランドンブルクの租税協定とほぼ同様であるけれども、その交換条件としてランデスヘルの課税権の厳しい制限やシュテンデの権利領域の保護を承認せしめる „Landschaft” の代表たちは、「ヘルツォークと同資格のファクター」⁽³⁴⁾として振舞い、且つこの協定は、その後におけるランデスヘル側の権利濫用や、それによつて誘発されるラントシャフトとの慢性的な紛争にもかかわらず、永くヴェルテムベルク公国の国制の堅固な土台としてとどまつたのである。

ハルトゥングは、以上の二例に加えて、ネフがとりあげていないところの、いまひとつの代表的ケースとして、バイエルンの場合を考察している。⁽³⁵⁾ バイエルンにおける Landständische Verfassung の発展の端緒は、一三二一年、ニードーバイエルン公（同時にハンガリー王）オットーの与えた Handfeste である。ここでヘルツォークとその兄弟たちは、かれらを負債から解放すべき一回限りの租税支払いの交換条件として、将来における租税徴集の断念を約したのみならず、シュテンデ（僧族・貴族・都市）に下級裁判権を委ねた。そしてこの協約証書は、一五・六世紀にわたつて幾度も再確認され、さらにより多くの約定によつて補われていったのであり、十五世紀いらいは皇帝もまた

これの確認に關与せしめられている。⁽³⁶⁾ これらあまたの特権状 (Freiheitsbriefe) は、形式・内容ともに、その大部分が、ネフのいう「支配契約」に合致するものである。⁽³⁷⁾

しかしながら、これら数多の特権状がラントシュテンデに与えられ (最後のものは一五六五年)、且つ代々のラントデスヘルによつて確認された (最後には一七八五年) ことからして、バイエルンにおける身分的国制のとりわけ強力な發展を推論しようとするならば、それは大へんな誤りである。これらの文書が現実の国制的發展に影響力をもたなかったことは、それらを一読して明かである。すなわち、いずれの特権状も、それに先立つ協定が守られなかったこと、新規の租税が必要であることを認め、そして、今回こそ最後の課税であり、諸身分の自由は決して縮減さるべからざることを、くりかえし確約しているのである。そのうえ、諸々の特権状を比較検討してみれば、この場合、ラントシュテンデの發展の基盤はオットー・ブルンナーのいう意味での Land (第三章参照) バイエルンではなく、ラントデスヘルの分割統治政策によつて生じた Landesteile なのである。一五〇五年にバイエルンのシュテンデが統一的なラントシャフトへと結集するにいたつたのは、シュテンデ側のイニシアティヴに出ずるものではなく、逆にラントデスヘルの絶対主義的政策のいたすところであつた。⁽³⁸⁾

「支配契約」の意義についての、以上のごとき再検討をおこなつたのち、ハルトツングは結論として次のように述べている。ドイツの「初期近代国家」においても、君主権力とシュテンデとの「二元主義」は明らかに認められるとはいへ、ドイツでの發展はある種の特殊性を示している。「ドイツでは、何処においても、Ständetum は (Fürstentum と) 真に同資格の、共に国家を担うようなファクターになつたことはなかつた。⁽³⁹⁾」しかも、このことの原因を君主権の優勢に求めてはならない。なぜなら、まさしく Ständetum の發展の停止ないし退行によつて決定的な時期たる十

六世紀に、ドイツの諸領邦はほとんど有能の君主を生み出していないのであるから。そもそも、この時期のドイツの Ständetum にイングランドの議会が十七世紀中葉から示したとき政治的な態度を期待するのは、アナクロニズムといふべきなのである。⁽⁴⁰⁾ シュテンデの本来の志向は（イングランドの議会史にもその実例が見られるが）、国家への参与を要求することではなく、自己自身の権利領域の内部で、国家からできるだけ多くの自由を得ようとするところにあった。而してまさに、かかる身分的エゴイズムの強さ、そこからくる視野の狭隘さこそがドイツの Ständetum の特徴であり、そしてこのことこそが結局は Ständetum を没落に導いたのである。「形成途上の領邦国家の時期に於てすら……、より強力で進歩的な権力は、ドイツにおいては君主権だった」のである。⁽⁴¹⁾

さて、以上の如きポレミクを見るときわれわれは、そこに、かつてゲオルク・フォン・ベロウが “Landständische Verfassung” ないし Landtag 制度の起源に関して、オットー・フォン・ギールケに加えた批判が、たといそのままの形に於てではないにしても、尾を引いていることを、直ちに認識するであろう。

法学におけるゲルマニステン⁽⁴²⁾の代表者たるギールケが主張するところによれば、ラントシュテンデの実体は、トリウム⁽⁴³⁾の諸身分の個々のメンバーが自由意志的に、誓約にもとづいて結成したところの “freie Einung”（自由社団）にほかならない。しかも、このアイヌングという組織は、中世ドイツのテリトリウムが近代の領域国家へと発展してゆくさいに働いた、唯一のファクターではないにせよ、本質的・決定的な前提だったのである。⁽⁴⁴⁾ ベロウは、これに反論して、次のように主張した。アイヌングは何らかの純粹に formal なものであって、その成員が特定の目的を達成せんがための一手段、つまり貴族や都市などが自己の旧来の権利ないし自由を防衛もしくは拡張せんがため、必要に迫られて結成したものにすぎない。それはシュテンデの全体を含むとは限らぬし、ラントタークの成員であるもの

のみの結合体である必要は更になかった。従つて、ラントタークの成立に関して、アイマングに最大の重要性を帰するのは誤りである。アイマングは、決して „Landständische Verfassung“ もしくはその独特な組織を基礎づけたものではない。基礎を提供したのは、常に、これとは別個の「領域的結合」(der territoriale Verband)であつた。シュテンデの勢力がアイマングによつて高められたことは認めねばならぬであらう。けれどもラントシュテンデはアイマングの中に自己の基礎をもつものではない。アイマング説は „Territorium“ という形で存在した「強制団体」(Zwangverband)を過小評価するところから生まれたものである。⁽⁴⁴⁾

「アイマング説」の代表者ギールケに対するペロウの批判は甚だ峻烈である。しかし、果して両者の立場は、「身分」の理解に関して、根本的に対立するものなのであろうか。われわれは、この問いに対して、否定的に答へざるをえない。何となれば、中世末期における „First-Stände“ の „Dualismus“ を、結局は両者とも „staatsrechtlich“ に理解しているのである。「国家」をいかに規定するかはともかく、„Dualismus“ の内部でシュテンデは、「公的」な権利の主体として——そのかぎりで爾余のラント住民と自己を区別しつつ——ランデスヘルに対抗するものとされてゐるのである。⁽⁴⁵⁾ このことは、いいかえれば、両者において同様に、ラントシュテンデが「特権的な社会層」と見なされてゐることにほかならない。両者は——その程度のちがい、またこれをとらえる視角のちがいこそあれ——いずれも十九世紀的な „Staatsbürger“ のモデルを、思考前提として (あるいは、歴史認識を制約する時代的イメージとして) もつてゐるのである。⁽⁴⁶⁾ 中世のテリトリウムにおいては、もとより、この „Staatsbürger“ は身分的に編成された社会として現われる。しかし、この場合の「身分」とは、あくまで私的な「社会的身分」 „Sozialstände“ なのであり、そのうちのあるものが公的、政治的な権利を所有することによつて、はじめてラントシュテンデが成立する。

この考え方に關するかぎり、ギールケとペロウの間に本質的な差異は認められない。ただ、ギールケがこの過程を、*korporativ* なアイヌングの結成によつてシュテンデが公的な權利をちとる、いわば「下から」の運動としてとらえるのに対し、ペロウはランデスヘルが政策的の必要にもとづいてシュテンデに公的な權利の一部を譲渡する、「上から」のはたらきに於てとらえる点に違いがある。⁽⁴⁷⁾そして、これに対応して、「Dualismus」の克服による領域的主權國家の形成過程が、ペロウにあつては君主權のいっそうの強化として、直線的にとらえられるのに対し、ギールケは、——中世の *Land* を社会身分的に編成された *Volksgenossenschaft* と考えるところから——これを弁証法的に説明したのであつた。⁽⁴⁸⁾

けだし、ギールケとペロウとは、何らか共通の十九世紀ドイツ的前提の上に立っていたのである。ギールケの國家學說の中心をなすものは、法人格としての「*Korporation*」の觀念であつた。かれによれば國家の存在は、それが *Korporation* として立ち現われる場合にのみ、語られうるのである。そして、かかる *Korporation* を彼は「*freie Einung*」から導き出そうとしたのであつた。これに反し、ペロウに於て國家は、「啓蒙」絶對主義的な意味での、モナルヒッシュな「*Anstalt*」と考えられている。しかし、結局は兩者とも法學的に構成された「國家」理論から出発しているのであり、さらにいえば、兩者いづれもが十九世紀ドイツの立憲君主制的な國家体制という土台の上に立っていた。ただギールケは、一種の自由主義者として、國家權力の任務の制限にアクセントを置いたのに対し、より保守主義的なペロウは君主權力に力点を置いた、というだけの違いである。⁽⁴⁹⁾われわれは、かれらの背後に、一八一五年のドイツ連邦規約第十三条、一八二〇年のウィーン最終規約第五十七条に定められた「*Landständische Verfassung*」と、これにより一部制限されるにすぎぬところの、國家原理としての「*Monarchie*」という權力構造の、強大な影響力

„Landständische Verfassung“ 考 (上) 成瀬

を看取せずにはいられない。

„Ständischer Dualismus“ に関するギールケとペロウの、一見対立的な見解が、のちにオットー・ヒンツェによって折衷されるにいたったのも、決して偶然ではないと思われる。そしてまさしくこゝ——両者の「総合」を敢て試みようとしたヒンツェの構想と、それが孕む方法的、論的、問題の中にこそ、われわれの研究の新たな出発点がひそんでいるのである。次章において、その問題を取りあげることにしよう。

※Landständische Verfassung という術語には、広、狭二義

あり、狭義においては「領邦分議会」(Landtag)を具えた国制を、広義には、これをも含めて、ひろく身分的に構成された領邦の国制を意味する。

(1) ドイツ以外の研究者で「身分制」に関する一般理論を構築したものと、ベルギーのエミール・ルースがあるが、彼の理論がいかに多くをドイツ学界の成果に負っているかは、その主著を一読して明らかである。Vgl. Emile Lousse, *La société d'ancien régime. Organisation et représentation corporatives*, I, 1943. なお「一般理論におけるドイツ学界の顕著な貢献については、国際歴史学会第十回大会における「身分制議会史研究のための国際委員会」リポーター(H. M. Cam-A. Marongiu-G. Stökl, Recent work and present views on the origins and development of representative assemblies; Relazioni del X congresso internazionale di scienze storiche, vol. 1.) 参照。

(2) ドイツの学界での論議については本章でのべるが、そのうち「Einung」評価をめぐっては、エミール・ルースの学説にたゞするジャック・ドレーントの批判も注目される。Vgl. J. Dohndt, « Ordres ou puissances? »: l'exemple des Frats de Flandres, *Annales E-S-C*, 5 Année, 1950, S. 289 ff. しかしてこの論争は、その本質において、後述のことをドイツ学界でそれと異なるものではない。

(3) そのうち論議の中心におかれているのは、LandständeがそのうちLand全体を代表したかという問題である。この点は最近「ヘルツォグ」に詳しい指摘がなされている。Vgl. Herbert Helbig, *Ständische Einungsversuche in den mittel-deutschen Territorien am Ausgang des Mittelalters*: Altbun H.M. Cam, vol. 1, 1961, p. 188 f.

(4) Landständische Verfassung の研究史については、Otto Brunner, *Land und Herrschaft*, 1959, S. 416 ff. が最も

すぐれた展望を与えている。なお、邦語文献としては、中村賢二郎「Landständeの形成と領邦国家の発展」(『史林』三六の1)、拙稿「ドイツ領邦国家と身分制国家」(『歴史教育』一九六二、七号)が、簡単なが、いずれも「二元性」の問題に触れている。

(5) Werner Näf, Herrschaftsverträge und Lehre vom Herrschaftsvertrag: Schweizer Beiträge zur Allgemeinen Geschichte, Bd. 7, 1949, S.26 ff.; Ders., Frühformen des „modernen Staates“ im Spätmittelalter: HZ 171, 1951, S. 225 ff.

(6) Fritz Hartung, Herrschaftsverträge und ständischer Dualismus in deutschen Territorien: Schweizer Beiträge zur Allgemeinen Geschichte, Bd. 10, 1952, S. 163 ff. (この論文は、のちハルトウングの論文集 Staatsbildende Kräfte der Neuzeit, 1961, S. 62 ff. に収文。以下の引用はこれによる)。

(7) ネフの学問的形成については、Vgl. Willy Andeas, Werner Näf. Eine historiographische Würdigung, HZ 190, S. 78 ff.

(8) 「近代的国家」の概念規定の困難さをネフが無視しているわけではない。Vgl. Näf, Frühformen., S. 238. 而してこのことは、かれの師であるヒンツェがすでに自覚しており、そのため何らかの「理念型」を認識手段として適用することの必

要を説いたのである。Vgl. Otto Hintze, Wesen und Wandlung des modernen Staates, Sitz. Ber. der Akad. Berlin 1931, in: Staat und Verfassung, 2. Aufl., hrsg. von G. Oestreich, 1961, S. 470 ff. (以下、ヒンツェの諸論文の引用はこの論集による) 但し、ヒンツェ自身は、ここで「近代的国家」の「理念型」を構成すべき抽象概念として、次の四つのものをあげている。

1. der souveräne Machtstaat im Rahmen des europäischen Staatensystems,
2. der relativ geschlossene Handelsstaat mit bürgerlich-kapitalistischer Gesellschafts- und Wirtschaftsform,
3. der liberale Rechts- und Verfassungsstaat mit der Richtung auf die persönliche Freiheit des Individuums,
4. der alle diese Tendenzen umfassende und steigernde Nationalstaat, mit der Richtung auf die Demokratie.

しかしヒンツェによれば「国家」とは、これを静態的、構造的にとらえれば „Anstalt“ であり、動態的、機能的にとらえれば „Betrieb“ なのであり Ibid., S. 472. まことにネフのいう「近代的国家の初期形態」は、形成されつつあるヨーロッパの国際社会の内部における不断の権力斗争 (Rivalitätskämpfe) と連関する国家生活の近代化、すなわち „Intensivierung und Rationalisierung des Staatsbetriebs“ であり、

„Landständische Verfassung“ 考 (上) 成瀬

これにたいする Reaktion として出現する ständische-repräsentative Verfassung を以て特徴づけられるのである。Vgl. O. Hintze, Weltgeschichtliche Bedingungen der Repräsentativverfassung, HZ 143, in : Staat und Verfassung, 2.A., S. 144. S. 184 なお、ネフが、かかる「近代的国家」を、一面的に „Machtstaat“ という角度からのみとらえていないことについては、本章の註 (23) 参照。

(9) Näf, Frühformen., S. 238 f.

(10) Ibid., S. 227.

(11) ネフによれば、かかる必然性は、レーン制の前提を、本来的にはもたない Kolonialland としてのフランケンブルク辺境伯領の国制史的発展において、最もよく示されている。すなわち、ここでは、領邦君主自身によつて設定された地方的特殊権力 (Gutsherren, Bischöfe, Städte) が、やがて君主権から離脱し、「第二の国家権力」たる Stände を形成するにいたるからである。Näf, Frühformen., S. 228.

(12) Ibid., S. 227. 権力の「封建化」についてのネフのこうした理解自体は、今日の中世国制史家がいうところの、「古典学説」的立場を示すものといわねばなるまい。ヒンツェの場合も同様である。

(13) Näf, Frühformen., S. 227 ; Ders., Herrschaftsverträge., S. 30 f.

(14) Frühformen., S. 228.

(15) Ibid., S. 230. ネフは同じ主張を、次のようにも表現している。「ここで問題になっているのは、国家の内部における二元性 (Zweiheit) ではなく、一元性において、且つこれを通してはじめて成立をみるところの国家なのである。」Ibid.

(16) ネフが「支配契約」の代表的なものとして引用している史料は、マグナ・カルタのほか、Die Goldene Bulle Andreas' II. von Ungarn 1222 ; Die aragonischen Privilegien von 1283 und 1287 ; Die Joyeuse Entrée von Brabant 1356 ; Vergleich des Markgrafen Albrecht von Brandenburg mit den Landständen 1472 ; Der Tübinger Vertrag 1514. であるが、これらのテクストは、ネフが主宰せるベルン大学の歴史研究室から刊行された史料集 Quellen zur neueren Geschichte, hrsg. vom Historischen Seminar der Universität Bern. の第十六巻 (Magna Carta Libertatum von 1215, 1951) および第十七巻 (Herrschaftsverträge des Spätmittelalters, 1951) に、邦語訳をそえて、収録されている。

(17) Herrschaftsverträge., S. 30 ; Frühformen., S. 227 f., S. 232.

(18) Herrschaftsverträge., S. 30.

(19) Frühformen., S. 241.

(20) Herrschaftsverträge., S. 30. ; Frühformen., S. 230 ff.

(21) Frühformen, S. 231.

(22) Ibid., S. 231f. ネフは「かかる志向を、それなりに国家形成を推進する上で Stände の助言を要求する Fürst にたいする Stände 側の反応としての『国家意志』 Staatswillen とを名づける。Herrschaftverträge, S. 31.

(23) Frühformen, S. 231 f. 「近代的国家」形成期における Stände の progressiv な役割についての、ネフのこうした評価は、「近代的国家」(因にネフが、これをカッコ付きで用いる場合、ここでは、真の意味の近代的国家は、フランス革命に代表されるべき政治変革をまっぴらしてはじめて成立するという考えが背景となっているのである。)をかれが未だ「一面的に Verwaltungs-und Machtstaat」と見なしてはいないことにもとづく。ネフによれば、「近代的国家」のかかる性格は、ひとつにはその「組織的な幼稚さ」にも由来するが、いまひとつには、「Herrschaft-Freiheit」という二重の価値」の結果でもある。ヘルンシャフトリヒな国家において Stände が成立するのは①新たな国家的課題を解決せんがためには、給付能力ある諸々の社会集団の財政的ないし規範制定的な協力が不可欠であることが明白になったからでもあるが、またそれとやらんで、②国土とその住民にかかわるところの政治思想―単にヘルンシャフトのみを志向するのではなく、またフライハイム(法において保障せられ、身分的に階層化された自由、また政治的活動への自由)

北大文学部紀要

由)を顧慮するところの政治思想が力をもつにいたったからでもあった。そして、かかる「政治的活動への自由」をささえているものは、「完全な、徹底的に近代的な国家性をもちうるところの kommunale Korporationen が存在したという事実」なのである。Frühformen, S. 239 f. かかるネフの学説の背後に、われわれは、ヒンツェを通じて、遠くオットー・フォン・ギールケの、自由主義的な国家法人学説の影響を感じることが出来る。後述参照。

(24) Hartung, a. a. O., S. 64.

(25) Ibid., S. 66.

(26) Ibid., S. 66 f.

(27) Ibid., S. 67.

(28) Ibid., S. 67 f.

(29) Ibid., S. 68f. ゲルハルト・エストライヒが「二元主義的な領邦国家は politisch などというよりむしろ sozial な、いし fiskalisch な身分制国家と考えられねばならない」とのべるとき (Gerhard Oestreich, Landständische Verfassung, in: Gebhardt, Handbuch der Deutschen Geschichte II, S.347.) かれの立場は本質的にハルトウングと同様であるといえる。なお、都市の政治的抑圧をとまなうブランデンブルクのラントシュテンデ的發展は、もちろん、貴族のもとのグーツヘルンシャフトの形成とパラレルな現象であった。この連関について

„Landständische Verfassung“ 考 (上) 成瀬

は、高柳信一著「近代プロイセン国家成立史序説——その中央集権化過程における領主制と等族制について——」(一九五四)とくに第二篇第二章「*by C. L. Carsten, The origins of Prussia, 1954, Chap. II. 参照。*

(30) Hartung, a. a. O., S. 69.

(31) 例えば、一四四二年のラント分割は、ランデスヘルたちによつて、シュテンデに全然はかることなく企てられたものであり、またこの頃に租税は、ランデスヘル側と個々のゲマインデとの個別的折衝を通じて決定されていた。Ibid., S. 69 f.

(32) Ibid., S. 70.

(33) Ibid., S. 70 f. 前掲の拙稿「初期自由主義と『身分制国家』」は、かかる《Einbarkeit》が、ヴェルテムベルク公国の国制において演じた役割を、ブランデンブルクの貴族身分の《Gutsherrschaft》と対置して、《Bürgerherrschaft》つまり官職独占をとまなう、一種の家産制的なブルジョア門閥支配という角度から、捉えようところなものである。もとより、《Einbarkeit》の社会的実体や、かれらの諸特権を考察するさうに「家産制支配」ないし「名望家支配」というウェーバーの概念が、どのていどまで適用されうるか、についての厳密な実証的検討は、なお今後へのこされた課題である。

(34) Ibid., S. 71 f.

(35) その理由は、この領邦が「比較的大きなドイツの領邦の間

では、異常に強度の、且つ意識的に維持された連続性という点で、目立っているから」である。Ibid., S. 73.

(36) Ibid., S. 37.

(37) その総数は六四にのぼるが、最初のもの(一二一一)からして、すでに「契約」形式を明かに示し、貴族、僧族および都市は、裁判権の委譲によつてかれらに示された「恩恵のかわりに」ランデスヘルに租税を提供することを約している。また第二番目のもの(一二三二)では、シュテンデが自発的に役畜税を引けた今よりのち、ヘルツォークの子孫は、もはやいかなる租税負担もシュテンデに課さざるべし、とうたわれている。同様の章句は、一四五〇年の、第四二番目の特権状にも反覆されているが、その他「抵抗権」や、自由侵害に対抗する「Einung 結成の権利」もシュテンデに認められていたことは注目に値しよう。Ibid., S. 73.

(38) Ibid., S. 73 f.

(39) 「ヴェルテムベルクにおいても」とハルトウングはつけ加えている。なぜなら、テュービンゲン協約は、「いかにして Regierung und Land とが、相俟つて Staat となることが可能であったか」(ネフ)という、初期近世史の課題を、ヴェルテムベルクのために解決することから程遠く、ラントシャフトは「フレイキ」としての役割を出ることは、ついになかったからである。Ibid., S. 74 f. 因に、ネフも「gleichgewichtig な二

元主義が最初から存在したと考えるのは誤つてゐる」こと、初期の諸契約」においては君主とシュテンデとが決して対等の立場になつたことは認める。しかしネフは、両者の非同一性を「Macht」が対等でないという点ではなしに、「Recht」が対等でなかつたというところに力点を置いてとらえるべきだとする。すなわち、君主の権利は、単にヨリ旧いということとどまらず、何らか「契約外的」なファクターを含んでゐた。君主は契約以前において支配者であり契約なくとも支配者であつた。けれどもかかる独立的な Herrschaftsrechte は、単に Landrecht の richterlich な、——またこれが問題になるかぎりにおいて——administrativ な行使のみに關するものであつて、「consilium et auxilium」の要求については、古来、ラントの拘束をうけ、ラントロイテとの間で、「契約」の形で協定されねばならなかつたのである。Nef, Frühformen, S. 240 f. かかる視角からしてネフは Fürst-Stände の二元主義は、構成されたものでなく、発生したもの、それも「極めて早期的な monarchischer „Absolutismus“ を克服しつつ、徐々に成立したものである」と考えた (Ibid., S. 240)。かかる見解は、ドイツの領邦国家の発展に對象を限るばあい、「完成された二元主義は何らか末期的な現象であつて、すでに凝結硬化のしるしをおびてゐる」(Herrschaftsverträge, S. 76) ことを力説するハルトウングの立場と、鋭く対立するように見える。しかし、そのハ

トゥングとても、領邦国家の形成期におけるラントシュテンデの役割の重要性を無視してゐるわけでは決してなく、「君主の恣意に対する、財政の分野における Milwirtschafft に対する、ラント分割等にさいしての私法的な反動に対する闘い」におけるシュテンデの役割に注意を喚起し、さらに、かかる個別的な行動にもまして、シュテンデは「単にそれが存在したという、それだけの事実を通じて、君主の絶対主義に対する Gegengewicht を形成し、そのことによって自由の思想を維持したという事実」の重要な意義を指摘してゐる (Ibid., S. 77.) のであつてみれば、問題は結局「支配契約」に表現された „Dualismus“ を何らか „staatsrechtlich“ なものと理解しうるか否かということに存することがわかるであらう。そして本稿の主眼は、まさしく „ständische Rechte 〓 landesherrliche Rechte との關係を、„staatsrechtlich“ に把握しようとなす、ギールケやベロウ以来の方法的前提(後述)にたいする批判に存するのである。

(40) Herrschaftsverträge, S. 75. ここでハルトウングが念頭においてゐるのは、近時、イギリスの史学界が生み出した、ドイツのラントシュテンデの発展に關する、注目すべき研究業績、F. L. Carsten, Princes and Parliaments in Germany from the Fifteenth to the Eighteenth century, 1959. である。カーステンによれば、ドイツのシュテンデは、この時期を通じて

„Landständische Verfassung“ 考 (上) 成瀬

イギリスの議会と極めて類似した機能をもっており、十六世紀ごろには後者をもしばしば凌ぐほどの勢力を有した。それが何故に引続き発展することなく、衰えていったのか、という問題の解明に、彼は主眼をおいてゐるのである。因に「カーズトンのかかる「比較史的」研究の、誤れる前提については、ローマ大衆の Herde Peter も適切な批判を加へよう」。(Deutsche Landstände und englisches Parlament, Hist. Jb. 80. Jg., 1961, S. 286 ff.)

〈41〉 Herrschaftsverträge, S. 75 ff. ヘルタウングのこの主張は、当然のことながら、彼の国制史概説になつても、強へあらねばならぬ。Vgl. Hartung, Deutsche Verfassungsgeschichte vom 15. Jahrhundert bis zur Gegenwart, 5. Aufl., 1950, S. 91 ff. その「この点で、ヘルタウングは、ヘンネス・シュメンザンベルクの研究成果を、本質的には、そのままひきついでいる」といふ。Vgl. Hans Spangenberg, Vom Lehnstaat zum Ständestaat. Ein Beitrag zur Entstehung der landständischen Verfassung, 1912, insbes. S. 63 f., S. 116 ff.

〈42〉 Vgl. Otto von Gierke, Das deutsche Genossenschaftsrecht, Bd. 1: Rechtsgeschichte der deutschen Genossenschaft, 1868, Nachdruck 1954, S. 534 ff. ギャリキールケは、ランツェンデを究極的には Korporation として法人格的に理解してゐるのである。しかし、より仔細に検討すれば、

ギールケは中世の「身分」関係の敘述において、自己撞着に陥つてゐることがわかる。一方において彼は、ランツェンデが、ランデスヘルの特権的な臣民ではなく、ランツェの „politische Machtheiten“ であること、ここでは身分概念は、いわば herrschaftlich-politisch なそれであることを認めてゐる。ランツェンデとしての法的資格 (Landstandschaft) をもつためには、「ほとんど常に、ランツェの一部にたゞする独立の支配」が必要だといふのである。Vgl. Genossenschaftsrecht, I, S. 460, S. 536 f., S. 562. しかるに、他方において彼はランツェを「社会の中よりする、政治的な自己主張を求め、社会身分的な運動ないし形成から説明してゐる。ここでは、ランツェは自己の地位を、自己自身の Herrengewalt もしくはランツェの Verfassung の内部におけるかれらの権利に負うのではなくて、かれらの genossenschaftliche Einigung に負う。つまり、Einigung は、すでに存在しているランツェの政治的権利を保障したのではなく、これがはじめて政治的権利を基礎づけた」というのである。因に Einigung の形成は第一次的には innerständisch なゲノッセンシャフト的結束の過程であり、第二次的に zwischenständisch なそれであるとされた。Vgl. Ibid., S. 459 f., S. 536 ff. かかる自己矛盾にこそギールケの分析方法のもつ問題性が、特徴的に示されてゐる。

〈43〉 Ibid., S. 534 結局、かかる説明は、ギールケが近代国民

を、有機的な「法人格」と見なすところからくるのである。後述参照。

(44) Georg von Below, *System und Bedeutung der landständischen Verfassung: Territorium und Stadt*, 1923², S. Ann. 2, S. 100 f. ヴロウは「Landständische Verfassung」を「Landtag 制度と不可分にとらえているのであり、したがって、アイマング説批判の主要な論拠の一つを、次の事実に求めている。すなわち、ラントタークが「永続的なアイマング」として成立する場合に少くなくけれども、こうしたラントタークが、「永続的なアイマング」の形態をそなえていないラントタークに比してヨリ多くをなし得たことは論証されないと。因に Landständische Verfassung の成立、発展にたいするアイマング運動の役割についての、かかる否定的評価は、フリッツ・ホルトウングにも同様に見られ「Hartung, *Verfassungsgeschichte*, S. 63 f.」、またヘルゴットも、基本的には「この立場をうけついでる。Vgl. Helbig, a. a. O. S. 191 f.」しかし、両者とも「ディナステীর「私法的な所有観念」(der privatrechtliche Eigentumsbegriff) に対抗する、独自の利害をそなえた「公共体」(Gemeinwesen) とこの「Land」が、アイマング運動に表現されるべきシュテンデの抬頭を通じてはじめて形成された」という事実の重要性を否定していない」と (Vgl. Hartung, *Verfassungsgeschichte*, S. 63; Helbig,

北大文学部紀要

a. a. O., S. 189) は、注目に価する。

(45) ギールケはいう、「ランデスホーハイトの完成の中にのみドイツの国家思想の源を求めてはならない。これとやらんで、またこれと共に、ラントシュテンデの発展はひとしく重要な要因であった。前者がヘルシャフトのランデスオーブリヒカイトへの変化を意味するとすれば、後者は、シュテンデのゲノッセンシャフト的なアイマングを通じての、ラント——これがオーブリヒカイトに対立するものと考えられるかぎりにおいて——の組織を意味する。かくて、ランデスヘルとラントとは二つの並存せる、*Staatliches Recht* の担い手となり、それらが結びついて、中世の終結から生れたところのドイツ国家を表現するにいたつたのである」と (Genossenschaftsrecht, I, S. 524 f.)。またフロウはいう、「初期の領邦国家は、*genau dualistisch* であり、二つの相異なる *Rechtssubjekt* に分裂している。すなわち、*Herrschaftsrechte* をもつランデスヘルと、そしてラントとに、である。近代の国制によればランデスヘルと議会とは同一の国家の諸機関であるのに、初期のドイツ領邦国家は、いかなるヨリ高次の秩序によつても統合される、二つの部分に分裂している」(System und Bedeutung, S. 129)。さらに、「この staatsrechtlich な Dualismus の枠内におさまらない諸要素もあるが、……この Dualismus は、たしかに初期領邦国家に、その最も顕著な刻印を与えてつた」(Ibid.,

S. 130) べ。

(46) Vgl. Ernst-Wolfgang Böckenförde, Die deutsche Verfassungsgeschichtliche Forschung im 19. Jahrhundert. Zeitgebundene Fragestellungen und Leitbilder, 1961, S. 168 ff., S. 208. ギールケが中世ドイツの社会について示した staatsbürgerlich なイメージを最もよく示すのは、「農民身分」に対する彼の態度であらう。彼は農民身分が政治的自己意識に到達することにおいて余りにも遅すぎたことを遺憾とし、すべての「より高い諸身分」を政治的独立にいたらしめるに力をかけたところのアイヌングという手段を把握するのが遅すぎたか、もしくは全然そこから閉め出されたままであつたことを不健全な発展と見ている (Genossenschaftsrecht. I, S. 499 ff., S. 634 ff.) が、こうした考えは、身分的に編成された統一的な社会を前提してのみ可能である。ペロウはいう、「テリトリウムの住民は、二つの相異なる Sphäre に属していた。一面において、かれらはシェテンデによりランデスヘルにたいして代表されるところのラントのメンバーであり、他面においては、ランデスヘルの Untertanen としてその支配権に服し、かかるものとして彼に忠誠と服従を義務づけられていた」 (System und Bedeutung, S. 129) と。なおペロウは、他の個所で次のようにも述べている。「ドイツ中世のラントシェテンデは、korporativ に統合され、ランデスヘルにたいしてラントを代表したところの

テリトリウムの若干の bevorzugte Klassen であり得る」べ。

Below, Die landständische Verfassung in Jülich-Berg bis zum Jahre 1511, Teil I, S. 4., zit. in: Böckenförde, a. a. O., S. 208.

(47) Vgl. Gierke, Genossenschaftsrecht. I, S. 537 ff.; Below, System und Bedeutung, S. 60 ff.

(48) Below, a. a. O., S. 135 ff.; Gierke, a. a. O., S. 802 ff.

国制史的發展についてのギールケの弁証法的な把握については、Vgl. Böckenförde, a. a. O., S. 155 ff. 因にペロウは、シェテンデ制の没落ないし除去のプロセスについては、すでにギールケが「比較的満足すべき敘述」をおこなっているからその詳細に立入ることは不必要だと述べている、Below, a. a. O., S. 54.

(49) Vgl. Otto Brunner, Land und Herrschaft. Grundfragen der territorialen Verfassungsgeschichte Österreichs im Mittelalter, 4. Aufl., 1959, S. 156 ff. ギールケ・ペロウの政治的立場について、より詳細には Vgl. Böckenförde, a. a. O., S. 147 ff., S. 205 ff. とくにギールケの自由主義立場については Vgl. Heinrich Heffter, Die deutsche Selbstverwaltung im 19. Jahrhundert. Geschichte der Ideen und Institution, 1950, S. 525 ff.

(50) Deutsche Bundesakte vom 8. Juni 1815, Art. 13. 「< >

テノ連邦諸國家ニハ eine Landständische Verfassung ガオ
ナワレンヤ」(Dokumente zur deutschen Verfassungsgeschichte, hrsg. von E. R. Huber, I, S. 78.)

(15) Schlufakte der Wiener Ministerkonferenzen vom 15. Mai, 1820, Art. 57. 「ドイツ連邦ハ、自由都市ヲ例外トスレバ、主權的ナル諸君主ヨリ構成サレルガエニ、コレニヨリ与エラレタル基本概念ニモトツキ、スバテノ國家權力ハ國家ノ首長ニ統合サレテアルニク、且ツ主權者ハ、タダ一定ノ諸權利ノ行使ニオイテノミ、eine landständische Verfassung ニモツMitwirkung der Stände ニ拘束サレン」(Ibid., S. 588.)
(52) ギールケの名をヒンツェが挙げていないとしても、次のような章句は、彼の「総合」的見解をよく示すであらう。「sta-

二 身分的自由の本質

身分制ないし「Landständische Verfassung」の研究史上においてオットー・ヒンツェの学説が占める重要性は、この問題の「比較史的研究」に対する大きな寄与⁽¹⁾とならんで、彼が、近代領域國家制度の成立に関して、ギールケの立場とベロウの立場とを、何らか彼独自の視点において「総合」せんと試みたところにあったと思われる。もとよりかかる「総合」を通じて、新たな研究方向への展望が既に開かれた、というわけではない。中世國制史の把握にさいして彼がよって立つ方法的基盤は、本質的にみて、「古典学説」のそれであつた。

ヒンツェは Ständische Verfassung の本質を、一般に、次の点に見出している。すなわち、ある政治的な支配団

ndische Verfassung に於いて Einungswesen が有つ意義は、政治的に特權を賦与されたグループとしてのシェテンドの性格をもつていづいる。それ〔Einungswesen〕は、単独では ständische Verfassung の基礎ではない——かかる基礎のひとつは、むしろ、すでに Staatsverband によつて与えられている——、しかしそれは、少なくとも眞の、強力な ständische Verfassung の不可欠な構成部分なのである。」「Staatsverband が Ständerverfassung の本来の主要な基礎を形成するといふ点では、もちろん彼〔ベロウ〕は正しい。けれども、Einungswesen は、それと並んで、やはり grundlegend な意義をもつものである。」Hintze, Weltgeschichtliche Bedingungen: Staat und Verfassung, S. 176.

体 (Herrschaftsverband) の内部において、「人民のうちの、社会経済的・政治的に給付能力ある、特権的な諸階層」(die wirtschaftlich-sozial und politisch leistungsfähigen und bevorzugten Schichten der Bevölkerung) が korporativ に組織されたかたちで、支配者にたいして全体 (Land や Reich) を「代表」するということ⁽²⁾である。しかも、ヒンツェにとつて、かかる「諸階層」は、結局のところ、「国家」に對置される「社会」の、いいかえれば、「国家主権者」⁽³⁾に君主にたいする「臣民団体」(Untertanenverband)の土台のうえで、考えられていた。そのかぎりでは、彼の立場は、ペロウのそれと、本質的には同一だということができよう。一般論としては、ペロウより Einung の役割を重視するにせよ、ヒンツェも、ドイツの諸領邦に関しては、Stände が「テリトリアルな国家形成そのものとともに成立し成長した」ことを認める。それどころか、ここでは、シュテンデは「ある意味ではランデスヘルの創造物」とみなされるもの、「おおむね、自由なアイヌングとしてより、むしろ強制団体」Zwangsgenosenschaft⁽⁴⁾として現われる」ものだ、というのである。

形成期のテリトリアルシュタートの理解において、このように、ほとんどペロウの立場を踏襲するヒンツェも、しかし、ひとつの重要な点で、ペロウから離れるように見える。ほかならぬ、かの Ständischer Dualismus の説明にさいして、である。この「三元性」は何にもとづくか。第一に、それは、身分的な国家には未だ近代国家の有つ統一性とまとまり、なかんづく国家権力の一体性が欠如していることによるとヒンツェはいう⁽⁵⁾。ここまでは、全くペロウと同じである。しかし、「三元性」のよつてきたところとして、ヒンツェはさらに次の事実を指摘する。すなわち「初期の身分制国家は、多かれ少かれ、強度に家産制的 (patrimonial) な構造のものである——この構造はレーン制を通じて生まれたものかも知れぬし、あるいはそれ以前に別の仕方では生じたものかもしれないが——ということ」で

ある。そこには öffentlich-rechtlich な觀念ないし制度と privat-rechtlich な觀念ないし制度との、広汎な混淆がみられる。いな、むしろ「公的權利は未だ、家父長制のあるいは封建制的な源をもつ私的權利から、明確に自己を分離しておらず、未だ、近代的国家を特徴づけるような支配的地位へ到達していなかった」のである。⁽⁶⁾ Land をして、みずからを「第二の支配主体 (Herrschaftssubjekt)」として Fürst のかたわらに登場せしめ、fürstliche Herrschaft——これは未だ半ば私的な權利と見なされた——の單なる客体ではないことを示すにいらしたものは、「なかなか ⁽⁷⁾ fürstliche Herrschaftsrechte のパトリモニアルな理解」であつた。そこには「真に公的な權力の明確な概念が欠如していた」のである。

„Landständische Verfassung“のとりわけそれを特徴づける „Dualismus“ の背後に「パトリモニアルな構造」を洞察したということ——この点にヒンツェの「総合」的立場の大きな長所があつたと思われる。この点においてヒンツェは、ベロウの、あまりにも „juristisch“ な中世国家學説をはなれ、⁽⁸⁾ むしろ „soziologisch“ な地平においてマックス・ウェーバーに接近したともいえよう。⁽⁹⁾ ところで、しかし、ヒンツェは、彼のかかなり柔軟な思考が可能ならしめたであろうこの認識を、さらに一歩おしすすめることをしなかつた。あるいはむしろ、なしえなかつた。彼が指摘する「家産制的構造」も、結局は「国家の家産制的構造」であつた以上、彼はそこで忽ち「權利の不平等性」Ⅱ「特權」と近代における「staatsbürgerlich な權利の平等性」との比較論へと逆戻りし、又しても次のようなシュテンデ解釈をくりかえすのである。曰く、経済的、社会的な不平等が身分制の事実上の基礎である如く、特權はその法的な基礎である。しかし權利には Land もしくは Reich に対する給付 (Leistung) の義務が対応する。かくて、「Reichs- oder Landstände の地位に到達したのは、軍事的および財政的に、とりわけ給付能力ある人民層 (die militärisch

„Landständische Verfassung“考(上) 成瀬

und finanziell vorzüglich leistungsfähigen Schichten der Bevölkerung) なのである⁽¹⁰⁾」と。かかる「逆転」が、
„Landständische Verfassung“ (ヒンツェの場合、それは殆ど身分議會制と同義である) を、近代的議會制の「不完
全な先駆」と見なす、いわば十九世紀ドイツ的⁽¹¹⁾立憲君主制的な立場の、必然的帰結であることは、すでに明らかで
あろう。

では、われわれはどこから出発すればよいのであろうか。ペロウらしい、ハルトゥング・ヘルビックにいたる研究
史に照らして、われわれはまず、次の事実は確認しておかねばならない。すなわち、Ständischer Dualismus の問題を考
えるばあい、領邦国家形成との連関におけるシュテンデの政治史的、国制史的な意味づけに関するかぎり、ギールケ
的な「アイヌング説」は、今日もはや実証的に支持し難いということ。しかし同時に、他方では、シュテンデないし
「身分的自由」⁽¹²⁾ Ⅱ「特権」なるものの客観的存在、それ自体は、「近代的国家」の形成過程において、何らか重要な役
割を果たした——とりわけ政治的自由との連関において——ということである。

もとより、後者をもつば、身分制議會会という制度の歴史的評価という角度からとりあげることは、かの「立憲君主
制的」立場への逆戻りにしかならないであろう。その点で、ハルトゥングが「Ständenum の本来の思想」を「国家
からの自由」としてとらえ、このような「身分的自由」には「領民にたいする Gerichts- und Grundoder Gutsherr-
schaft」こそ含まれているが「君主の諮問會議における代表」といったことはこれに属していなかった、と述べてい
ることは、すこぶる適切だといわねばならない。しかし、ながら他面、近代的国家の形成における君主権 (Fürste-
num) の指導的な役割を極度に力説するハルトゥングでさえもが、君主権力ないし国家権力の理解に長らくつきま
とった「家産制的」ないし「私法的」觀念の存在を容認せざるを得なかったことは、⁽¹³⁾それにおとらず示唆的である。

まさにここに、Ständischer Dualismus の由つてきたるゆえんについての、前述せるときヒンツェの認識を、さらに一歩おしすすめるための手がかりが暗示されている、と考えられるからである。

問題の核心は、「Landständische Verfassung」成立の背後に横わる歴史的前提としての、「公法」と「私法」(「公的権利」と「私的権利」)の未分化という事態を、いかに把握するか、である。けだし、マックス・ウェーバーが、「soziologisch」な観点から指摘せるごとく、「身分的支配」とは一定の首長^{ヘッ}権力とそれに対応する経済的チャンネルが行政、幹部に私有されるにいたつた家産制的支配の形式」であり、そこでは「行政幹部の個別成員」による「物的行政手段の私有」や「命令権の私有」が重要な意味をもっているのであるから。⁽¹⁵⁾——「身分的支配」がかかるものである以上、いわゆる「古典学説」的な中世国制像は、身分制の歴史のかつ理論的な認識にとつて、方法論上、根本的な欠陥を生み出した、といわねばならない。さきに述べたごとく、「古典学説」の基本的立場は、西洋中世の Verfassung においても、一方に公的な権利の一元的な担い手たる Fürstentum (あるいは Königtum) を、他方に、これと対応する „Untertanenverband“ を範疇的に想定する。その結果、ラントシュテンデを、最初から、あるいは本来的に、ランデスヘルの「特権的な臣民」(die bevorzugten Untertanen)と規定してかからざるをえなかった。しかも、かかる „Untertanen“ たるや、元来、グルントヘルシャフトが例えばベロウの場合そうであるように、「社会的」な次元、いいかえれば、公的な分野たる「国家」に對置された私的な分野に属するものであり、ただこれらの「軍事的ないし財政的な給付能力」のゆえに、あるていどの政治的権利をランデスヘルによって認められたものにとどまるのである。かかる「古典学説」の概念装置、つまり「国家」「社会」という對概念の設定は、しかし実のところ、身分制そのものの解体、変質の歴史的所産たる „Staatsbürger“ の觀念、ないしはそれに即応して構成された、十九

世紀以来の社会科学のカテゴリーを、無媒介に、身分制の認識へと適用する以外の何ものでもないであろう。⁽¹⁶⁾ このことから生ずる特徴的な帰結は、当面の問題に關していえば第一に、Ständischer Dualismus の歴史的背景 (ないし根源) の正当な認識が曇らされること、第二に、“Dualismus” の「克服」後における国制^{II}「絶対主義」のイメージが不当に近代化されてしまうことである。「近代的国家」の「二元的」性格を強調するネフは、この二元性がフランス革命以前には決して破壊されることなく、Fürst と Stände の対立は決して揚棄されなかったことに注意をうながした。ヨーロッパのいかなる国においても Fürstenecht が端的にすべてであったことはない。Volksrecht, Landesrecht という対抗原理は、よしんば若干の国家で、一時的に、殆ど消滅し麻痺したとしても、決して亡び去ったことはない。「絶対主義時代」という常套語に欺かれて、この事実を見誤つてはならない。「絶対主義」は、単に、Fürst と Stände を兩極とする階層の内部で、重心が前者に移行したことを意味するにすぎない。「絶対主義」は、いつでも、また何処においても、多かれ少なかれ、充たされざる要求にとどまつた⁽¹⁷⁾のであると。

われわれは、いま、このようなネフの提言の意味を、十分に考慮する必要がある。とりわけ、「絶対主義」国家のかかる性格が、国制史的にみて、何に由来するかを考究しなければならぬ。そのさい、再びマックス・ウェーバーの次の指摘は、極めて示唆的なものである。かれによれば、身分制国家という「永続的な政治的構成体」の内部において、処理を迫る新たな「行政任務」が不断に増大してゆくにともない、モナルヒッシュな官僚制の発展がおこり、この官僚制が身分制国家という結合体を再び破碎することとなつた。しかし、かかる官僚制の普及と、したがつてまたヘルの力の強化とは「さしあたり、家産制の復活という形をとり、家産制は、ヨーロッパ大陸の政治団体においては、フランス革命の時代にいたるまで支配的な形態として維持されていたが、どこにおいても、長期にわたればわた

るほど、ますます純粹な官僚制に接近していった⁽¹⁸⁾のである。ウェーバーのかかる指摘は、巨視的にみて、すこぶる妥当なものであったと思われる。絶対王政の典型的イデオロギーたる「神授王權説」が、事實上、家父長制的統治原理の表明であることは今更いわずもがな、プロイセンやオーストリアにその典型をみる「啓蒙的絶対主義」でさえ、その本質は「後見的」な „Polizeistaat“ 以外の何ものでもなかったのである⁽¹⁹⁾。而して、アンシアン・レジーム（広義の）における身分的特権や家父長権の原理的維持は、まさしく世襲君主制に固有な、かかる家父長制のない家産制的性格の対応物だったと考えられよう⁽²⁰⁾。

家産制的支配の存続、したがって「純粹な」近代官僚制の未貫徹——それは結局、支配の体系の中における「公的」分野と「私的」分野との分離が未だ完成していないことを意味するのであり、まさしくそのゆえに、「身分」はこの時期の国家においても、依然 „Verfassung“ の構成要因たることをやめない。フランスに比して「後進的」なドイツの諸領邦においては、フランス革命後、いな十九世紀に入つてのちも、かかる状況が認められるのである。いまその事例を、「絶対主義」が典型的に成立したといわれるオーストリアおよびプロイセンについて検討しよう。

オーストリアでは、ランデスヘル⁽²¹⁾の即位に際してシュテンデが忠誠を誓い、これに対応してランデスヘルがかれらに「自由と特権と旧来の良き慣習」を確認するという、中世以来の伝統的行事(Erhuldigung)が、フォーマルには一八四八年にいたるまで存続していたのであるが、いまこのオーストリアで一八一一年に公布された「普通民法典」のうち、領主・農民関係にかかわる規定(第一一四六条)を見るに

「……トクニ土地領主(Gutsbesitzern)ト隷屬農民(Gutsuntertanen)トノ間ニ如何ナル權利・義務ガ存在スルカハ、各州ノ制度(Verfassung jeder Provinz)ト政治的法令(politische Vorschriften)ヨリ推定サルベシ」⁽²²⁾

„Landständische Verfassung“ 考 (上) 成瀬

とある。ここでわれわれは、領主・農民の法的關係が「私法」の分野から除外されている事実に注目せねばならない。すなわち、領主制的な權利關係の規制は、「政治的法令」つまり絶対主義國家の行政法 (Verwaltungsrecht) と「各州の Verfassung」⁽²³⁾ とにゆだねられており、いわゆる「私法」の概念のもとではとらえられていないのである。行政法的な指令というのは、とくにマリア・テレジアおよびヨーゼフ二世のもとでおこなわれた、農民保護 (Bauernschutz) 立法と同義であつた。⁽²³⁾ しかれば各「州」 Provinz つまりオーストリア帝國を構成している諸々の Land の „Verfassung“ とは何か。Landesverfassung とは何か。この問題の解明はのちにゆずるとして、ここでは差当り、次のことを確認しておこう。すなわち、十九世紀初頭にあつてなお、グルントヘルシャフトはラントの Verfassung の構成要素であることをやめていなかった、という事實である。

さて、このオーストリア普通民法典が公布された、まさにその当時、プロイセン王国では、ハルデンベルクの税制改革にたいして、フインケンシュタイン、マルヴィッツらに率いられるシュテンデ勢力が猛烈なレジスタンス運動を展開し、ついに改革を挫折にみちびいたのであるが、これは、⁽²⁴⁾ プロイセン王国の東部諸州では、絶対王政下にしばしば試みられた「農民保護」政策にもかかわらず、グーツヘルの局地的な Obrigkeit——それに対応する農民の Untertänigkeit——つまり家産制的權利關係が強固に維持され、シュタインの「農民解放」令以後も、かれが都市以外の地方自治制度に手を触れなかった結果、大幅に存続していたことを示すものである。かかる事情を考えれば、フリードリヒ大王の治世の晩年に編纂され一七九四年に公布された「プロイセン普通国法典」が、立法者の意図においていかに近代自然権思想をかかげたとしても、⁽²⁵⁾ その具体的適用において「身分」「特権」の現実とさまざまに妥協せざるを得なかったことは、⁽²⁶⁾ あやしむに足りない。一方において、「法の前の平等」や「人類の普遍的權利」を原則的に

うたいながら、⁽²⁷⁾ 実際には社会を農民、市民、貴族の三身分にわけ、ツンフトや独占権者、ゲノツセンシャフト等々に
ついて詳細な規定を与えたこの法典が、およそ「身分」というものをいかに理解しているかは、例えば次のごとき諸
条項において、典型的に示されている。

「公民的社会 (die bürgerliche Gesellschaft) ハ、自然モシクハ法律ニヨリ、モシクハ両者ニヨリ結合サレタル諸
社会モシクハ諸身分ヨリ成ル」⁽²⁸⁾

「出生・使命モシクハ主タル業務ノユエニ、公民的社会ノ中デ同等ノ權利ヲ賦与サレタル者が合シテ、国家ノ一身
分ヲ構成スル」⁽²⁹⁾

なるほど「身分」は、すでに「国家」と対置された「公民的社会」の土台の上でとらえられてはいる。けれども、
かかる「公民的社会」は、具体的には「諸身分」からなる理念的なものにすぎない。そして個々の身分は「国家の一
身分」なのである。そのかぎりで身分は、これを一応「社会身分」(Sozialstände)と規定しようとしても、依然、
国家の „Verfassung“ を制約していたといわねばならないであろう。しかもその上、すでにそのタイトルからして
「プロイセン諸邦 (die preussischen Staaten) の普通国法典」⁽³²⁾ となっているこの法典が現行の各州法にたいして補充
的な効力しかもたなかったことは、各州の Landesverfassung がいまなお生ける現実として存在しつづけていたこと
を、雄弁に物語るものではあるまいか。結局、「プロイセン普通国法典」が反映している社会的・国制的状態は、
「オーストリア普通民法典」にうつし出されたそれと、本質的に変りなかったのである。⁽³³⁾

さて、以上に見たようなオーストリア、プロイセンの事例から読みとられる国制状態は、これを次のように表現す
ることもできる。すなわち、当時にあつてはなお、グルント (グーツ) ヘルシャフトが各 Land の Verfassung を

„Landständische Verfassung“ 考(上) 成瀬

制約していた。あるいは Landes = Verfassung の構成的要因たることをやめていなかった、と。しかば、こうした事態は何を意味するのであろうか。ひと口にいつて、これは、近代的な所有権、つまり「物」に対する「私的」支配権とは異なるところの、いわば「前資本主義的」な所有権が完全に解体しきっていない、という事実を示すのではなからうか。

この問題を「身分制」との連関に於て考究するにあたって、ベッケンフェルデがユストゥス・メーザーの「自由な土地所有」概念について述べた見解は、すこぶる示唆に富んでいる。彼によると、メーザーは「一般的自由」(die gemeine Freiheit)を「自由な土地所有」(das freie Landeigentum)と結びつけたが、そのばあいの土地所有は、近代的な意味での「私有財産」(„Privateigentum“ oder „Vermögen“)ではない。メーザーの立論の背後には「自由主義以前の産業社会以前のな、制度的＝公的な所有権概念」(ein vorliberaler und vorindustrieller, institutionell-öffentlicher Eigentumsbegriff)が存した。「自由な農民屋敷」(die freie Hofstatt)は独立性と責任負担との存在基盤ないし制度的保障なのであり、それゆえに Verfassung の構成要素なのである。メーザーが、すべての政治的ないし公的な諸権利は旧時の Verfassung の構成要素たる自由な土地所有に結びついているという場合、このことはまさに国家と社会の分離以前の、古い「政治社会」(societas civilis)の秩序イメージに即して考えられていたのである。⁽³⁴⁾

もとより、メーザーの中世国制史像そのものについていえば、彼が「自由な土地所有」を中世初期の国制における「一般的自由」と結びつけたことは、今日の研究水準からして当然、根本的批判の対象となるであろう。しかし当面の問題たる „Ständischer Dualismus“ の構成要因をなすところの「身分的自由」(ständische Freiheit)の本質把

握に関しては、きわめて鋭い洞察がここに示されていた。といわねばならない。ヨーロッパ自由主義の歴史に関する古典的な敘述の中で、グイド・デ・ルッジエロは、十八世紀にもなお生き延びていた「封建的自由」の觀念について、次のようにのべている。「中世は私的諸權利が排他的に支配していた時代である。そこには独立の公的諸權利といったものは存在しない。われわれ近代人が公的諸權利の名のもとにふつう理解している諸關係は、直接に財産、契約、相続、また家族の中に根ざしている。ここにまた、諸自由の法的源泉が存在する。」そこでは「政治的自由は何か個人の人格と不可分なものとは主張されておらず、財産の一部のごとく売買されるのである」と。⁽³⁵⁾そして、まさにかかる自由＝權利觀念のもとに、「封建的国家の契約的性格」が存在しえたことを、ルッジエロは、近代自由主義の歴史的源泉との連関で、正当にも指摘しているのである。⁽³⁶⁾メーザーの中世国制史像は、かれ自身の生きていた末期身分制国家の国制的、社会的環境によつて制約されており、それゆえにこそ彼は——中世初期についてはともかく——われわれが当面問題にしつつある時期の国制状態については、ごく自然に、正しい事實認識へと到達しえたのだ、といえよう。⁽³⁷⁾

しかし、ここで注意しなければならないのは、国家を株式会社になぞらえ、土地所有を株式になぞらえるという、しばしば引き合いに出されるメーザーの所論に照らして、彼が「自由な土地所有」から近代的公民権を導き出したかの如くに速断してはならない、ということである。たしかに彼は、一面において新時代の啓蒙主義的思考様式の影響をうけていたが、その国制像を規定している現実的、經驗的素材は、オスナブリュックという狹隘な領邦的環境の中に彼が見出した、いわゆる「古ザクセン的」な富裕農民の「自由」の伝統なのであつて、十九世紀の初期自由主義思想にみられる制限選挙権(Zensuswahlrecht)の觀念などは、彼自身の歴史主義的な理念世界と無縁であつた。⁽³⁸⁾「身

分的自由」の本質認識にとつて重要なのは、北部ドイツの小領邦の「後進的」な社会状況の中で彼が見出し、一般化し理想化したところの「自由な土地所有」と結びついた「古ザクセン的」自由であり、さらにかかる「自由な土地所有」が „Verfassung“ の構成的要因だという認識なのである。メーザーによつても典型に表明された「古ゲルマン的自由」、つまりは「歴史的権利」の思想が、身分的国制といかに深く結びつくか、またいかにしてそれがドイツの自由主義思想と連接しえたかに関しては、エルヴィン・ヘルツレが詳細に論じている。⁽³⁹⁾

ところで、しかし、われわれは「身分的自由」を、君主権ないし国家権力との関係という角度からのみとらえてはならない。なぜなら、そこには「古典学説」を深く規定しているところの、かの十九世紀的「立憲君主主義」に陥る危険が、つねにひかえているからである。„Landständische Verfassung“ を、またその „Dualismus“ という現象をかかせる政治史的次元でのみ考察することは、問題を一面化する以外の何ものでもないであろう。ルースのいわゆる「議會主義」(parlementarisme) 的アプローチには、本来、そのような一面化の危険がともなっていた。その意味で、いわば社会史的な「社団主義」(corporatisme) 的アプローチとの折衝において、国際歴史学会の「身分制議會史委員会」を中心とする研究者たちが、近時ますます身分制議會会を、そこに反映される「社会構造」との密接な連関において把握しようとしてつとめていることは、⁽⁴⁰⁾ 研究の實質的進歩というべきである。ゲルハルトが „Regionalismus“ との関連で強調したごとく、「政治的な Ständewesen は、全体としての Ständewesen の、ひとつの特別なアスペクト」にすぎない。⁽⁴¹⁾ 「封建制国家」から「身分制国家」への移行を、何らか決定的な新しい段階と見なすことは「身分制国家」の「二元性」の克服による「絶対主義国家」の成立を決定的にとらえるのと全く同様に、身分制ないし身分的自由の本質的認識を阻害する。⁽⁴²⁾

すでに身分的「自由」という表現そのものが、その対極に君主権力を、あるいはモナルヒツシユな官僚制的「強制」を予想している。このこと自体は、「Landständische Verfassung」の成立が「territorialstaat」の形成の随伴現象であるという、すでにペロウいらいの研究史において確認される事実であって、われわれもこれに異議をとねえるつもりはさらさない。ただ問題は、「身分的自由」＝「特権」が Landständische Verfassung の基礎であるという場合⁽⁴³⁾、そこで考えられているのは、結局、「身分議會制」つまり狭義における「Landständische Verfassung」だ、ということである。われわれが、いま、身分制 (Ständewesen) という研究対象を政治史的に一面化することを避けるべきであるならば、われわれは広義における「Landständische Verfassung」という歴史範疇を設定し、かかる Verfassung の構成要素としての「身分的自由」の意味を問わねばならないだろう。

では、そのさい、われわれはどのような視角に立てばよいのか。ここで、フリッツ・ハルトツングがネフの「支配契約」解釈を批判しつつ述べたかの一句が、重要な意味をもってくる。すなわち、「Ständetum の本源的な思想」は「国家への参与を要求しようといったものでは全然なく、みずからに固有の領域の内部における国家からの可及的自由へと向けられていた」のであり、且つこのような「自由」には「領民 (Hintersassen) に対する Gerichts-und Grund, oder Gutsherrschaft」は属するが、君主の Rat における「代表」(Vertretung) といったことは属して⁽⁴⁴⁾いなかった、という認識である。一言にしていえば、「身分的自由」の裏側は「身分的支配」だ、ということである。この事実が、従来、立憲君主主義的背景をもつ「古典学説」の身分制研究においては、不当にも閑却されていた。いな、全く閑却されていたといつては言い過ぎになるであろう。むしろ——「二元的」国家構造との連関で、つねに「特権」や、さらにその土台たる「インムニテート」が語られたのをみてもわかるように——ある意味では、自明のこと

とされていたのである。

問題はもうひとつ奥にある。すなわち「古典学説」の立場は、「国家」対「社会」という範疇の無反省な適用の結果、身分をば本来的に「社会身分」 Sozialstände としてとらえ、したがって、「グルントヘルシャフト」を典型とする「身分的支配」を本来的に「社会」、つまり「公法的」分野と区別される「私法的」分野たる経済社会の次元に属するものとして扱い、たかだか両分野の「混淆」を指摘するにとどまった⁽⁴⁶⁾ということである。かかる立場を固執するかぎり、シュテテンデの „Herrschaft“ がラントの „Verfassung“ の内部において占める位置は、正しく認識されない。たとえば „Einung“ へと結集したシュテテンデが自らを „Landtschaft“ と称した事実⁽⁴⁷⁾のもつ歴史的な意味が理解できない。仮令ヒンツェが、身分制議會を近代議會と比較しつつ、シュテテンデは „Land“ を代表したのではなく、実は „Land“ そのものであったといつたところで、そのばあい „Land“ とは何であるかを、掘り下げて考えることができないのである。

かような状況において、„Herrschaft“ の本来的意味を、ほかならぬ „Landesverfassung“ との緊密な連関において考察したオットー・ブルンナーの画期的な研究「ラントとヘルシャフト」は、問題の解明における本質的な一歩前進であったといわねばならない。身分制の歴史的究明にとつてとりわけ重要なのは、ブルンナーが „Herrschaft“ をその組織の中核としての „Haus“⁽⁴⁸⁾ という視角から、とらえなおしたことである。すでにウェーバーが一般的なかたちにて理論づけ、ヒンツェが特にドイツの初期領邦の構造について予感したところの、「身分制」と「家産制」との内面的連関は、ここに一段と明るい光をあびることとなった。そして、まさにそれを通じて、身分制研究における „parlementarisme“ と „corporatisme“ との分裂を克服するための決定的に重要な出発点が見出されたのである⁽⁵⁰⁾。

以下の章においてわれわれは、かかるブルンナーの業績に依拠しつつ、中世後期ドイツの Landesverfassung の構造を「理念型」的に折出し、さらにその変容過程をたどることによって、身分制の歴史理論的な把握にかかわる彼の認識の射程を、できうる限り追及してみたいと思う。(未完)

(1) ウェーバーの「理念型」理論を借用しつつ、ヒンツェは身分制の比較史的考察の可能性を無条件に肯定している。Hintze, Typologie, S. 120f. なお、かかる彼の立場の学説史的意義については Vgl. Relazioni del x congresso internazionale di scienze storiche, vol. 1, p. 3; O. Brunner, Land und Herrschaft, S. 421.

(2) Hintze, Typologie, S. 121.

(3) ヒンツェは、カロリングガー帝国の Länder にたいするレーン制の影響が「何よりもまず、古い Herrschafts- und Untertanenverband を完全に破壊するところの、解体的な作用」であつたこと、その結果、これ (Herrschafts- und Untertanenverband) の諸要素から政治的な Herrschaftsverbände が新たに形成される必要がある、そのさいディナステイッシュな権力が主導権をにぎつたが、しかし「有力な Gesellschaftsschichten の協力」なしにすまずわけにはいかなかつたことを述べている。Typologie, S. 135.

また、「公的な支配権力の真接的介入よりする、若干の個人も

北大文学部紀要

しくは集團の免除」「これらの個人もしくは集團への、公法的権力の移行」と定義される「イムニテート」こそが、身分制國家の法的基盤たる「特権」を基礎づけたこと、而して「特権」は、まさしく「個々の Untertanengruppen の積極的・主体的・公的な諸権利」であつたがゆえに、それは、あるいみで、近代的な Untertan の主体的・公的諸権利の先駆といふことを主張しつつある。Weltgeschichtliche Bedingungen, S. 147.

(4) Typologie, S. 133. ここでヒンツェはドイツの諸領邦とフランスにおけるシヤテンデの国制の発展を、同一のものとしてとらえている。それは、かれ独特の類型理論にもづくものであるが、いまはこの問題に立ち入らない。なお、ヒンツェは別の論文で、とくにペロウの名をあげつつ、身分議會制の完成が領邦國家形成の随伴現象であることを明かにした「近時の研究の主要な成果」について述べている。Hintze, Staatenbildung und Verfassungsentwicklung, Staat und Verfassung, 2. Aufl., S. 46.

(5) Typologie, S. 112.

„Landständische Verfassung“ 考 (上) 成瀬

(9) Ibid.

(7) Staatenbildung, S. 47. しかしヒンツェによれば、この欠如は「領邦君主が未だ何らかヨリ高次の国家的組織の下に立つ成員という自覚をもっていること、本来の公権力の総体は皇帝と帝國に在るとみなされていること」に由來するものである。Ibid. この指摘は「ラントシェテンド制の發展と Reich 制度との相互連関を考えるばあい、示唆的である。しかしいま、問題のこの側面を考察する準備が筆者には欠けている」。

(8) シュローの „juristisch“ な法制史研究の背後には、まさしく、歴史的なモノラルビーを、自由主義的歴史家たちの「家産制的起源」説にたいして、擁護しようという „politisch“ な志向が働いていた、と考えられる。Vgl. Böckenförde, a.a. O., S. 203 f.

(6) ウェーバーの身分制理解については後述、因にヒンツェのギールケにたいする評価も、このことと無関係ではないのではなかろうか。なお、ドロイゼンとシェーラーの弟子であるコンツェの学問的形成、とくに Soziologie との接触については Vgl. F. Hartung, Otto Hintze, Staatsbildende Kräfte, S. 497 ff.

(10) Typologie, S. 123.

(11) コンツェが「一般に Ständische Verfassung を近代代

議制の「先駆形態」と理解し、かかる基本的視角から身分制の問題にアプローチしていることは「明らかである」。Vgl. Typologie, S. 120 f.

かかる視角は、本質的な点で、E・ルースが „Parlementarisme“ と呼ぶもの（ルース (Vgl. E. Lousse, Parlementarisme ou corporatisme? Les origines des Assemblées d'États, Revue historique droit français et étranger, An 14, 1935, p. 683 ff.) と共通するものであるが、そもそもフランスやドイツの Landstände (États) の歴史的な理解に依りて、カウンティ制の地域的原理に立脚せる、特殊イギリス的な

Parliament (すべてその中核たる House of Commons) が思考モデルたりうるかどうかは、すでにある問題だといわねばならない。この点についてはブルンナーも適切な警告を行って、

→ O. Brunner, Land und Herrschaft, S. 422 f.
(12) シェテンドの歴史的意味について、総括的には Vgl. Helbig, Einungsversuche, S. 192.

(13) Hartung, Herrschaftsverträge, S. 75.

(14) Ders., Verfassungsgeschichte, S. 70, S. 90.

(15) Max Weber, Wirtschaft und Gesellschaft: Grundriss der Sozialökonomik, III Abt., 3. Aufl., S. 134.

(16) この点は、すでにオットー・ブルンナーによって指摘され、近くはまたニッケンフェルデによつて、いさう詳密に論証

- を以てする。Vgl. Otto Brunner, Land und Herrschaft, S. 111—164, S. 413 ff.; Böckenförde, aa. O., passim.
- (17) W. Naf, Die Epochen der neueren Geschichte, Staat und Staatsgemeinschaft vom Ausgang des Mittelalters bis zur Gegenwart, I, 1945, S. 411 f.
- (18) M. Weber, aa. O., S. 736.
- (19) 「啓蒙的絶対主義」の「警察国家」的性格について、Vgl. F. Hartung, Der aufgeklärte Absolutismus, HZ 180, S. 15 ff.; Kurt Wolzendorff, Der Polizeigedanke des modernen Staats, 1918, S. 56 ff.
- (20) 拙稿「初期自由主義と『身分制国家』」第三章、参照。なお、「啓蒙的絶対主義国家」ブロイセンにおける家父長権の問題については、石部雅亮「ブロイセン普通国法における親権の特質」（香川大学経済論双、三二の三・四・五）が啓発的である。
- (21) 実際におこなわれた最後の Erbhuldigung は、一八三五年、皇帝ニコライ一世に対しておこなった。Vgl. O. Brunner, Land und Herrschaft, S. 424.
- (22) Kommentar zum Allgemeinen bürgerlichen Gesetzbuch, 2. Aufl., hrsg. von H. Klang u. F. Gschnitzer, Bd. 5, 1954, S. 136. 因に一八四八年九月七日のGrundentlastungspatentによつて農民のUntertänigkeitは廃止された。
- (23) Brunner, aa. O., S. 251. 領主・農民関係は、当時において「Obereigentum」と「Nutzungeigentum」の分割という旧ハンジームの特徴を示しつつあった。Vgl. Kommentar zum ABG, Bd. 5, S. 137) から、十八世紀にいたるまで「一般にランデスマルは司法手続きによらずしてはそこに介入することができなかつたといわれる」Brunner, aa. O., S. 251, Anm. 2.)
- (24) 中村幹雄「ブロイセン税制改革と等族の抵抗」（歴史研究一九六三年、第一号）参照。
- (25) 石部雅亮「ブロイセン普通国法の精神的基礎——C. G. スアレンの講義——」（香川大学経済論双、三十三の三）参照。なお、この普通国法典は、上述せる一八一一年のオーストリア民法典と並んで、ルードルフ・ゾームにより、「近代立法の先駆」と評価されている。ゾーム著、久保正晴・世良晃志郎訳「フランク法とローマ法」（岩波書店、一九四三）一〇六頁参照。
- (26) ブロイセン普通国法典がドイツ法史上に有する劃期的な意義は、まさにそれが「普通法」（gemeines Recht）つまり継受ローマ法と、ドイツ固有法たるブロイセンの諸ラント法との不調和を排し、両者を有機的に結合したところに求められるのがちゆうである。ディルタイのときは「これを辭してブロイセン国家の「内在的な Vernünftigkeit」のあらわれとなし、将来の進歩の基準を含む「ブロイセンの自然法」とたたえた。

„Landständische Verfassung“ 考 (上) 成瀬

- Vgl. Wilhelm Dilthey, *Gesammelte Schriften*, Bd. 12, 2. Aufl. 1959, S. 131 ff. このうちで十九世紀中葉におけるタウエルは、この法典が「理論においては大胆を新しめ、しかし実践においては臆病な」を示していることを指摘したのである。Alexis de Tocqueville, *L'Ancien régime et la Révolution* : *Oeuvres Complètes*, tome II, 7^{ed.}, 1952, P. 271. なお、旧法典の二面的・折衷的性格と、その歴史的背景と關つた、Reinhard Kosselleck, *Staat und Gesellschaft in Preußen 1815–1848*, in: *Staat und Gesellschaft im deutschen Vormärz 1815–1848*, hrsg. von Werner Conze, 1962, S. 79 ff.
- (27) たとえば「普通國法典」の序文 (Einleitung: Von Gesetzen überhaupt) に曰く、「人間ノ普遍的權利ハ、他人ノ權利ヲ傷ケルコトナシリ、自己ノ幸福ヲ追求シ増進セザルニヤ自然的自由ヲ立脚スル」云々。Allgemeines Landrecht für die Preussischen Staaten, *Neue Ausgabe*, Berlin, 1816 (以下 ALR 略記) Einl. §83. また「法典は「男女の同權」を原則的に規定」(ALR, T.I, Tit. 1 §24) さらには「人類ノ普遍的權利ハ、未タ生レザル小兒ニモ、メデニンノ懷胎ノ時ヨリ、帰屬スル」(ALR, T.I, Tit. 1 §10) といつてゐる。
- (28) ALR, T.II, Tit. 6–Tit. 9.
- (29) ALR, T.I, Tit. 1 §2.

- (30) ALR, T. I, Tit. 1 § 6.
- (31) ラウアーは「フリードリヒ大王のもとにおいてすらプロイエンは、完全な意味での „institutioneller Flächenstaat“ とならず、したがって „Regionalismus“ がなお強度に存続した事実との関連で、この地に注目してゐる。Kurt von Raumer, *Absoluter Staat, korporative Libertät, persönliche Freiheit*, HZ 183, S. 77 f.
- (32) Kosselleck, a.a. O., S. 82. コセレンクの引用するところによれば「シェタインの協力者たるアルテンシュタインは、一八〇七に、かような國制的状態について、次のように述べた。『國家における國民といつたものも、眞の意味での州 (Provinzen) も存在していなかった。ただ、それぞれがバラバラの特殊利害をもつところの、種々の州における個々の身分 (einzelne Stände in den verschiedenen Provinzen) のみが存在したのである』」云々。Tocqueville, op. cit., pp. 268–271. 参照。
- (33) オーストリア、プロイセン以外の諸邦にもわたる、同種の事例については、本章の註 (26) にあげた、W. Conze の監修になる論文集を参照。
- (34) Böckenförde, a.a. O., S. 37. 因にバックェンフェルデの分析視角は、オッター・ブルンナー、ヴェルナー・ネフ等の、いわゆる „Strukturgeschichte“ のそれと本質的に同一だと考え

られる。

(56) Guido de Ruggero, *The history of European Liberalism*, transl. by R.G. Collingwood, 1959, p. 2.

(56) Ruggero, op. cit., p. 3. 「封建的国家の契約的性格は、君主と人民という両契約当事者の間の本源的な dualism に立脚している。そのさい人民とは、そのアクティヴな中核をなすところの特権的な諸団体を意味している。これこそゲルマン的諸民族の政治理念の特色であり、この理念が西欧では monistic なローマ的国家概念の上にかさなった。君主権力の源泉は、他の領主貴族のそれと異なるものではなく、いずれの場合もひとしく、政治的主権を本来的に内包するところの所有権から流出するものである以上、かれらの相互関係は主権者対主権者、ヨリ厳密には、私的個人と私的個人、自由人と自由人との関係だということになる。」そしてルッジエロは、かかる「本源的な権利の平等性」が中世の封建君主制を組織する諸関係をつくり出したと同時に、将来における、君主と貴族とのコンフリクトの萌芽をも宿していたことを述べたのち、「近代の自由主義は、その起源において、かかるコンフリクトのどちらか一方の当事者とのみ結びついているのではなく、両者ともに、つまりコンフリクトそれ自体に結びついている」という意味深長なテーゼをかかげたのである。 Ibid.

(57) Vgl. Böckenförde, a.a. O., S. 23 ff.

北大文学部紀要

(58) Vgl. Böckenförde, a.a. O., S. 37 f. 因に「株式会社との比較論は、ベン・ニコトマスは、当時の啓蒙主義的政論家がしばしば用いた Formel であつたが、メーザー自身の思考の特質は、むしろ、機械論的進歩思想とは対蹠的な有機体思想、歴史的に「生成」した事物への愛着、歴史への沈潜であつたことをシェナーベルも指摘している。 Franz Schnabel, *Deutsche Geschichte im 19. Jahrhundert*, Bd. 1, S. 190.

(59) Erwin Hölzle, *Historisches Recht*, in: *Festschrift zum 70. Geburtstag von Theodor Mayer*, I, 1954, S. 265 ff.; Ders., *Bruch und Kontinuität im Werden der deutschen modernen Freiheit*, in: *Vorträge und Forschungen*, hrsg. vom Institut für geschichtliche Landesforschung des Bodenseegbietes in Konstanz, Bd. II, 1955, S. 159 ff.

なお、拙稿「初期自由主義と『身分制国家』」「第三章参照。因に、ルッジエロも、かれのいわゆる「封建的国家」（これは事実上ネフのいう「初期近代国家」と同じものなのだが）の「二元性」を規定していた旧き「自由」觀念が、実にルソーの「社会契約」論においてすら、ある役割を演じていたことを洞察している。 Ruggero, op. cit., p. 3.

(40) Vgl. E. Lousse, *La Commission internationale pour l'histoire des Assemblées d'états 1936-1956*, *Schweizer Beiträge zur Allgemeinen Geschichte*, Bd. 14, S. 191.

„Landständische Verfassung“ 考 (上) 成瀬

- (41) D. Gerhard, a.a. O., S. 319.
- (42) ゲルハルトは「政治的な観点からしてすら、中央権力の制限は、決して身分制議会によつてのみ行われたのではない」とを、十八世紀にまでおおよそフランス、ドイツ、イギリスなどの事例に即して、明らかにしている。Ibid., S. 319—324.
- (43) Hintze, Weltgeschichtliche Bedingungen, S. 147; Ders., Typologie, S. 123.
- (44) 註(13)を見よ。ハルトマンによれば、ランデスマールの課税にたいするシュテンデの同意は、それが間接にはグルント・クルにたいする領民の経済的給付能力を狭めたものである以上、「身分的自由」の維持のためにシュテンデが敢て払うを辞めなかつたに過ぎないのである。Hartung, a.a. O., S. 75.
- (45) ヌロウの「古典学説」的なドイツ中世国家観と完全に対応する、グルント・クルシヤフトについての経済的・私法的な見方⁴⁴ Below, Geschichte der deutschen Landwirtschaft des Mittelalters, hrsg. von F. Lütte, 1937. (堀米庸三訳「ドイツ中世農業史」)を一読して明らかである。国制史においては「staatliche Herrschaft」と「private Herrschaft」とを明確に区別せねばならぬというのが、彼の基本的なテーゼとなつてゐる⁴⁵ Ders., Die Anfänge des modernen Staats mit besonderem Blick auf die deutschen Territorien, in: Territorium und Stadt, 2. Aufl., S. 163.
- (46) Vgl. Hintze, Typologie, S. 122.
- (47) たとえば、一四七二年八月二十四日にブランデンブルク辺境旧アルブレヒトがシュテンデと結んだ租税協定では、ランデスマールにたいして「吾が忠誠ナル Landtschaft」と呼びかけ(Quellen zur neueren Geschichte, Heft 17, S. 67)、「一五一四年のヴェルテムベルクのチューーリゲン協約では、ヘルン・オーク・ウルリヒにたいする、いま一方の契約当事者が „die Landtschaft“ „gemaine landtschaft“ ということばで表現されている (Ibid., S. 72 ff.)。なお、ヘルビックの研究によれば、マイセンにおいては、シュテンデの間に未だ korporativな結束がであがつていない一三八七年において早くも、ランデスマール家の兄弟ウィルヘルム、バルタザールの間に結ばれた Erbvertrag は、ランデスマールの意味で „Landtschaft“ の語を用ひてゐた。Helbig, a.a. O., S. 198.
- (48) Hintze, Typologie, S. 122.
- (49) D. Brunner, Land und Herrschaft, 4. Aufl., S. 254 ff.
- (50) このことは、ヘルンナー自身がはつきり意識したところである⁴⁶ Vgl. Ders., Die Freiheitsrechte in der altsländischen Gesellschaft, in: Festschrift zum 70. Geburtstag von Th. Mayer, I, S. 298.